

CLAIR REPORT

オーストラリアにおけるボランティア 活動の現状

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 130 (January 31, 1997)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団 自治体国際化協会
法人

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	1
第1章 オーストラリアにおけるボランティア活動の概観	
1 統計数値からみたオーストラリアのボランティア活動	2
2 ボランティア活動への参加に伴う雇用の保護	4
3 ボランティアの事故等に対する補償	4
4 失業者のボランティア活動への参加	5
5 ボランティアを導入する際に考慮すべきこと	6
第2章 地方自治体とボランティア活動	
1 地方自治体におけるボランティア活動の発展	7
2 地域社会へのサービス提供とボランティア	7
3 地方自治体の委員会とボランティア	7
4 ボランティア利用のメリット	8
5 地方自治体におけるボランティア・ポリシー	8
6 ボランティアの募集と登録	9
7 ボランティアの活用と労使問題	9
ケース・スタディー 1	
「ニュー・サウス・ウェールズ州サザーランド市における事例」	11
1 日常的な地域社会へのサービスとボランティア	11
2 緊急サービスとボランティア	13
3 サーフ・ライフセービングとボランティア	16
4 山火事 (bush fire) 対策とボランティア	19
ケース・スタディー 2	
「南オーストラリア州の地方自治体における事例」	22
1 ホーム・アシスト事業	22
2 介護者支援事業	22
3 ノールンガ市高齢者支援事業	22
4 コミュニティー・ビジター事業	23
5 コミュニティー・ハーベスト事業	23

結 び.....	2 4
参考文献.....	2 5
資 料.....	2 6

はじめに

阪神・淡路大震災においてはボランティアの活躍が大きな注目を集めた。こうした緊急時の救援・救助活動や高齢化社会における福祉制度を補う役割として、ボランティアに対する期待はますます大きくなってきている。

本レポートは、オーストラリアにおけるボランティア及びその活動と地方自治体の関わりについての調査である。

第1章では、オーストラリアのボランティア活動を統計的な側面等から概観するとともに、ボランティア活動への参加の動機、活動に伴うボランティアの保護やボランティアを活用する組織における課題などについて取り上げた。

第2章においては、地方自治体とボランティア活動の関わりについて焦点をあて、実際に地方自治体の活動にどのような形でボランティアが貢献しているか、また、自治体における各種の事業計画の決定等においてボランティアがどのように影響を与えているか、そして、ボランティアの活用において自治体が抱える各種の課題（採用、活用のガイドライン、有給の職員との関係など）について触れた。

最後に、オーストラリアの地方自治体におけるボランティア活動について、2つの州の自治体の事例を取り上げた。

一つは、ニュー・サウス・ウェールズ州（New South Wales, 以下「NSW州」）のサザerland市におけるケース・スタディである。これは、同市における地域社会へのサービス提供に関するボランティア活動、洪水・暴風などの天災やその他の緊急救助活動を行う州の緊急サービス局（The State Emergency Service, SES）の活動に関わるボランティア、海岸のライフセービング・クラブにおけるボランティア、山火事（bush fire）対策におけるボランティアの活動を紹介したものである。

もう一つは、南オーストラリア州（South Australia, 以下「SA州」）の地方自治体（ノールンガ市、エリザベス市、アンリー市）における福祉関連のボランティア活動について取り上げたものである。

本稿は、当協会シドニー事務所調査員カイリー・マストのオーストラリアにおけるボランティア活動に関する調査をもとに所長補佐中井裕朗が作成したものである。この報告が今後の日本におけるボランティア活動の発展の一助となれば幸いである。

第1章 オーストラリアにおけるボランティア活動の概観

1 統計数値からみたオーストラリアのボランティア活動

オーストラリア統計局によるボランティアに関する調査結果（ボランティアに関する初めての全国レベルでの調査、1995年6月刊行。）から、当地におけるボランティア活動の現状を概観してみたい。なお、この調査においては、ボランティア活動を「組織やグループを通じて、時間やサービス或いは技術などを無償で提供する活動」と定義している。

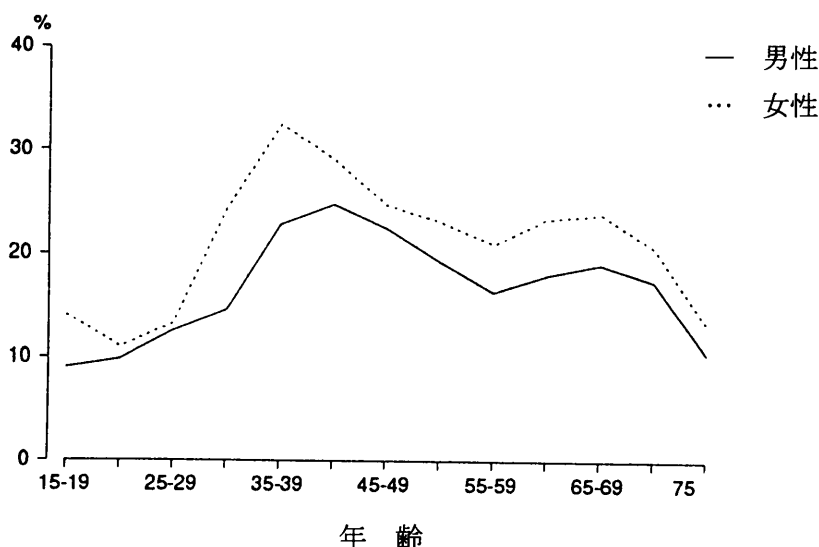
(1) ボランティア数とその活動量

オーストラリアでは現在約260万人のボランティアが活動しており、これは15才以上の人口の19%にあたる。これらのボランティアの活動は、年間延べ4億3千4百万時間に上り、一人平均で22日（164.4時間）になる。

(2) ボランティア活動参加者の男女別、年齢別傾向

ボランティア活動に対する男女別の参加の度合いを比べて見ると、女性が21.3%、男性が16.7%となっている。年齢別では15才から24才で11.2%、35才から44才で27.4%となっている。また、1人当たりの従事時間については、年齢層が上がるほど長くなり、65才から74才の年齢層では年間1人当たり228.2時間従事している。

(グラフ - 1) ボランティア活動への年齢、男女別参加状況



(出典：オーストラリア統計局 “Voluntary Work Australia” Cat. No.4440.0)

(3) 地域別のボランティア活動への参加傾向

ボランティア活動への参加状況を州別に比較すると、首都特別地域の26.1%から

NSW州の15.4%までかなり開きがある。また、州都とそれ以外の地域を比較すると、それぞれ16.2%と24.0%という結果になっている。

(4) ボランティア組織の種別

ボランティアの所属組織としては①スポーツ・レクリエーション（趣味）団体、②福祉団体、③教育・学習関連団体、④宗教団体の順に多く、この4団体でボランティアの全活動時間の約80%をカバーしている。

(5) ボランティア活動の内容

ボランティアの活動内容では、男性では①組織の運営（46.2%）、②資金集め（42.4%）③保守・修理や庭の手入れ（30.4%）の順になっており、女性では①資金集め（49.6%）が最も多く、②食事の準備・配給（39.6%）、③組織の運営（36.7%）の順になっている（表-1）。また、ボランティアは、本来の自分の職業や役職と関連のある活動に従事する傾向がある。

(表-1) ボランティア活動の種類と参加者数（1995年6月）

活 動 内 容	男 性		女 性		合 計	
	参加者数 (千人)	参加比率 %	参加者数 (千人)	参加比率 %	参加者数 (千人)	参加比率 %
資金集め	484.6	42.4	742.9	49.6	1,227.4	46.5
組織の運営、委員会活動	528.6	46.2	549.2	36.7	1,077.8	40.8
活動の調整、監督	291.6	25.5	348.9	23.3	640.5	24.3
食事の準備、配給	176.4	15.4	592.8	39.6	769.2	29.1
組織の事務	260.8	22.8	342.0	22.8	602.7	22.8
教育、指導	262.4	23.0	437.4	29.2	699.8	26.5
人、物の輸送	242.7	21.2	299.2	20.0	541.9	20.5
保守、修理、庭の手入れ	347.9	30.4	133.0	8.9	481.0	18.2
コーチ、審判	235.6	20.6	165.0	11.0	400.6	15.2
採用活動	152.8	13.4	112.7	7.5	265.5	10.1
ロビー活動、弁護、政策立案	110.4	9.7	89.1	6.0	199.4	7.6
広報活動	136.3	11.9	169.9	11.4	306.2	11.6
捜索、救助、応急手当、消防	117.5	10.3	49.7	3.3	167.2	6.3
話し相手、相談	160.3	14.0	305.6	20.4	465.9	17.7
情報提供	256.6	22.5	278.2	18.6	534.8	20.3
介護	103.8	9.1	196.2	13.1	300.0	11.4
環境保護	92.7	8.1	53.4	3.6	146.1	5.5
ツアーガイド（美術館・博物館）	30.7	2.7	56.1	3.8	86.9	3.3
その他	85.6	7.5	133.6	8.9	219.1	8.3
合 計	1,143.0	100.0	1,496.6	100.0	2,639.1	100.0

(注) 複数回答可 (出典：オーストラリア統計局 “Voluntary Work Australia Cat. No.4440.0)

(6) ボランティア活動への参加動機と活動への自己評価

ボランティア活動への参加動機としては①他人や地域社会への貢献（41.5%）、②家族や知人のため（33.5%）、③個人的満足感を得る（26.6%）の順になっており、活動に参加した結果の自己評価としては①個人的満足感を得た（59.4%）、②社会的責任を達成できた（38.3%）、③他人や地域社会に貢献できた（29.6%）の順になっている。なお、活動への参加のきっかけとしては「人に誘われた」（30%）、「既に活動に参加している人或いはその家族の奨め」（28%）が多く、メディアを通じて活動に参加した人はわずか4%に過ぎない。（表 - 2）

(表 - 2) ボランティアの参加動機と自己評価

参加動機	(%)	自己評価	(%)
家族や知人のため	33.5	家族や知人の役にたった	17.2
個人的満足感を得る	26.6	個人的満足感を得た	59.4
社会的責任の達成	15.7	社会的責任を達成できた	38.3
信仰の実践	9.3	信仰を実践できた	6.1
活動的な生活をするため	11.0	活動的に生活ができた	10.1
新しい技術の習得	6.4	新しい技術を習得できた	16.7
価値のあることをする	23.3	価値のあることができた	24.4
他人や地域社会に貢献する	41.5	他人や地域社会に貢献できた	29.6
職業経験を得る	4.6	職業経験を得ることができた	7.8
技術や経験を活かす	11.5	技術や経験を活かせた	11.3
義務として或いは偶然	12.9	その他	6.1
その他	6.6	得る物はなかった	4.7

(注) 複数回答可 (出典：オーストラリア統計局 “Voluntary Work” Cat. No.4441.0)

2 ボランティア活動への参加に伴う雇用の保護

NSW州の労使関係省によると、ボランティア活動の参加を理由とする有給休暇の付与を規定した法律はない。ただし、NSW州の緊急救助管理法（State and Emergency Rescue Management Act, 1989）では、州首相の指示によって実施された所定の緊急活動にボランティアとして従事した者が給与の不払い及びその他の不利益な取り扱いを受けないよう規定している。

3 ボランティアの事故等に対する補償

ボランティアは、参加する活動によっては多くの危険に身を曝されている。オーストラリアの各種の団体（地方自治体、非営利団体等を含む。以下「団体」）では、ボランティアの保護に民間の保険を利用しているが、その際に、活動の性格、危険の度合い、ボランティアの数などを考慮している。例えば、緊急救助活動のようなかなりの危険を

伴う場合には、複数の種類の保険を利用している。

NSW州のボランティア・センターによると、ボランティアを活用している団体では、ボランティアのための補償の範囲について、大きく分けて以下の4つのものを考えている。

(1) ボランティア自身の怪我等に対する補償。

怪我等に対するこの種の保険は、一般的に利用されている損害保険である。これは、通常死亡または後遺症に対して一定の補償をするものである。また、しばしば一時的な障害も補償の対象となるが、通常は病気は対象外である。ただし、ボランティア活動の内容が感染症の病人に接するようなものである場合は例外である。なお、この種の保険の加入にあたっては以下のような点に留意する必要がある。

- ・年齢制限がないか、つまり65才以上のボランティアも対象となるかどうか
- ・休業補償の額には制限がないか、つまり各人の年収等に合わせた個別の柔軟な対応が可能かどうか
- ・一時的な障害によるその間の必要経費はどうなっているか。例えば、子供の世話、家事、食事、物理療法等に係る費用

(2) ボランティアの車両の損傷に対する補償

ボランティアが所有する車両については包括的に保証されている。先進的な考え方では、保険料金の無事故割引の損失補填や代車の費用なども認めている。

(3) ボランティアが他人の財産に損害を与えた場合の補償

(4) ボランティアの公的責任（損害賠償）に対する補償

これは、ボランティアや有給の職員（地方自治体、非営利団体等で給与を得て働いている職員、以下「有給の職員」）によるサービスの提供を受けた人が、その際に怪我をしたり、不適切なアドバイスを受けたあるいは財産に損害を受けたような場合に、それを補償するためのものである。

通常、公的責任に対する保険としては200万ドルまでの補償（NSW州では法律により法人組織の団体に義務付けている）が一般的であるが、補償額が500万ドルの保険も見受けられる。保険の支払には、建物、設備、有給の職員あるいはボランティアに法的責任があること及びその過失の証明が必要である。ただし、多くのボランティア・ポリシー（各団体で定めているボランティアの扱いに関する基本政策）では、不注意なアドバイスや専門的な過失（医療ミス等）の場合の保険による補償は認めていない。

4 失業者のボランティア活動への参加

1995年9月時点でのオーストラリアの失業率は全国平均で8.4%となっているが、NSW州のボランティア・センターによると、NSW州でボランティアに参加した人の約25%が失業者であり、93年度に同センターがボランティア採用のため面談した志望者5,849人の内54%が失業者であった。このようにオーストラリアにおけるボラン

ティア活動では失業者の参加が活発である。

同センターでは、地方自治体及び非営利団体等が失業者をボランティア活動に活用する理由として、以下のような点を挙げている。

- ・失業者の自尊心を高める
- ・新たなことを学ぶ機会を与える
- ・既に持っている技術を高める
- ・若者に労働倫理を教える機会となる

5 ボランティアを導入する際に考慮すべきこと

産業委員会^(注1)では、社会の各方面に大きな影響を与えている慈善団体の活動の現況についての調査^(注2)を実施している。この調査によると、ボランティアの活用の際に考慮すべき原則として、以下のようなものが挙げられている。

- (1) ボランティアと有給の職員とは補完し合うものと見なされるべきである。
- (2) ボランティアは活動の遂行のために適切な訓練を受けるべきである。
- (3) 直接的なサービスの提供においては、ボランティアを使うメリット・デメリットについて、利用者の立場にたって十分な評価が行われるべきである。
- (4) ボランティアと有給の職員のそれぞれの役割と責任は両者と相談のうえ、明文化しておくべきである。
- (5) ボランティアは適切な損害保険により保護されるべきである。

実際のボランティアの活用の際には、ボランティアの導入は有給の職員の負担を軽減するものではなく、その管理・調整のため有給の職員に追加の要求をもたらす場合もあることを考えておかなければならない。また、ボランティアを活用した活動においては、ボランティアはプロでないこと、そして専門技術の不足はサービスを提供するボランティアの側とサービスを受ける側の双方にとってリスクがあることも認識しておく必要がある。

(注1) The Industry Commission, 連邦政府によって設立された鉱業、農業からサービス業に到る産業関連の調査機関

(注2) The Industry Commission, “Charitable Organisations in Australia”

第2章 地方自治体とボランティア活動

1 地方自治体におけるボランティア活動の発展

オーストラリアにおける地方自治体を通じたボランティア活動は比較的最近の現象であり、40%近くの自治体がこの30年間にボランティアを活用し始め、特にここ5年間にその数が増加している。

地方自治体の事業へのボランティアの関わり具合は各自治体により差があるが、SA州のボランティア・センターによると、地方自治体の地域社会へのサービス事業に対する州政府からの補助金の増額には、しばしば事業へのボランティアの関与が条件となることがあるとのことである。

2 地域社会へのサービスの提供とボランティア

オーストラリアでは、地方自治体の様々な活動にボランティアが関わっているが、その大部分は直接的なサービスの提供である。地方自治体では、以下のような活動においてボランティアを積極的に活用している。

- ・山火事 (bush fire) の消防活動
- ・州の緊急サービス活動
- ・自治体関係施設の管理運営
- ・公園、山林等の管理
- ・高齢者のための各種サービス
- ・障害者のための各種サービス
- ・文化や芸術活動、地域のイベント
- ・交通、輸送 (コミュニティ・バス等)
- ・観光の促進
- ・若者向けの各種活動
- ・子供向けの各種活動
- ・地域情報の提供
- 一方、以下のような活動ではボランティアの活用に消極的である。
- ・水道事業
- ・動物の保護
- ・アボリジニ (先住民族) に対するサービス
- ・女性トイレの管理
- ・汚水及びゴミ処理
- ・広報活動
- ・交通規制
- ・保健衛生

3 地方自治体の委員会とボランティア

ほとんどの地方自治体では、自治体の活動に関して設立されている委員会へのボランティアの参加を勧めている。ボランティアの参加する委員会としては、コミュニティ・ホール委員会、スポーツ施設委員会、子供の世話に関する委員会、山火事対策委員会、町の美化委員会、アート・ギャラリー委員会、地域交通の委員会など非常に幅広い。

委員会の種類を大別すると、ボランティアが直接その活動に関わっている市民会館や博物館のような地方自治体の施設の維持・管理に係わる委員会と、実際の施行にはボランティア自身は直接関わらない自治体の政策や意思決定などに提案や意見を与える諮問機関としての委員会があり、前者のタイプの委員会では勿論のこと、後者のタイプの委員会でもボランティアは事業に対する専門的な意見を付加するとともに、地域の意識の

向上に大きな役割を果たしている。

4 ボランティア利用のメリット

前述の産業委員会の慈善団体の活動に関する調査によると、地方自治体ではボランティアの活用には以下のようなメリットが期待できると考えている。

- ・ボランティアは有給の職員の提供するサービスの質を高めたり補完することができる。
- ・新たなサービスを開始する際等に斬新なアイデアを期待することができる
- ・ボランティアは外部意見つまり地域の意見を自治体にもたらしることができる。
- ・ボランティアの活用は地域社会のネットワークの形成を促進する。
- ・ボランティアの利用は経費面で有効である。

5 地方自治体におけるボランティア・ポリシー

ボランティア・ポリシー (Volunteer Policy) とは、団体がボランティアを活用する際の基本的な理念・方針を定めたものである。地方自治体にとってボランティア・ポリシーは、ボランティアと自治体の権利と責任を明らかにするものであり、自治体の中には実際のボランティア活用の際にボランティア・ポリシーに沿って実施方法を決定しているところも多い。例えば、最近の SA 州での調査^(注3)では、半数以上の自治体がボランティアの適切な活用のためのボランティア・ポリシーを策定している。

(注3) Volunteer Centre of SA Inc “Volunteering by People Aged 50 and over” 5.4.2

なお、オーストラリア・スポーツ・コミッション^(注4)では、スポーツの振興にボランティアの存在は不可欠であると考えており、ボランティア・ポリシーについても以下のような考えを示している。

ボランティア・ポリシーとは、「ボランティアを活用する団体がボランティアに対して与えるもの及びどのように与えるかを概観した一連のガイドラインである。それは、団体にとってのボランティアの必要性をボランティアに対して示すもので、団体にボランティアの採用、登録、継続、訓練に対して明確な指針を持つことを促すものである。」

また、地方自治体のボランティア・ポリシーには以下のようなものが含まれるべきである。

- ・ボランティアのコーディネーターの任用
- ・コーディネーターの責任と役割
- ・ボランティアを活用する理由
- ・地方自治体がボランティアに期待する内容
- ・ボランティアの保護。
- ・有給の職員のボランティアに対する責任。
- ・ボランティアの活動に対する評価・再考の機会を与えること
- ・ボランティアに対するオリエンテーション及び研修

なお、上記のボランティア・ポリシーに加え、これを補足するために以下のようなものが必要

である。

- ・ 地方自治体とボランティア双方のための実務遂行に関する規定
- ・ ボランティアの権利と責任に関する規定

弁済、保険、不満への対処、健康や安全に関する規則等の情報を含む手続きマニュアル

(注4) Australian Sports Commission : スポーツの振興のために1989年に連邦政府によって設立された機関。

6 ボランティアの募集と登録

地方自治体における地域社会へのサービスの提供においてボランティアへの依存がますます高まってきているなか、ボランティアの人数と質の確保は非常に重要な問題である。

(1) ボランティアの募集

SA州のボランティア・センターによると、同州の地方自治体における最も一般的なボランティアの募集方法は以下のようなものである。

- ・ 口コミ
- ・ 地方新聞
- ・ 地方自治体の広報誌
- ・ 説明会や掲示板等を使った情報提供
- ・ その他無料のラジオ放送、教会、学校のニューズレターなど

なお、地方自治体がボランティアを募集する際には、ボランティアに期待する仕事や技術あるいは特性を明確にする必要があるとともに、単に一般的な仕事のやり方を説明するだけでなく、自治体が計画していることの全体を示すべきであると考えられている。

(2) ボランティアの登録形態

地方自治体におけるボランティアの登録においては、活動分野によってはボランティアの抱えている健康上の問題や犯罪歴についての確認をすることもある。ボランティアの登録はボランティアの活用のためと、活用の実績をもとにして地方自治体が州政府や連邦政府からの支援を求めるためにも利用される。

7 ボランティアの活用と労使問題

オーストラリアにおいては、ボランティアの活用において常に労使問題を考慮する必要があるといわれている。特定の事業においては、ボランティアの数が地方自治体の当該事業の有給の職員の雇用にも影響を与えることがある。

オーストラリアの地方自治体職員（15万人以上）が加盟している“**Australian Services Union**” (ASU)では、以下のような見解を示している。

「組合は無償のボランティアの使用に対して反対する立場にある。そして、労使協定によって正規の職員の職務として規定されている仕事を無償でやらせるような協定違反

の雇用者は認められない。」^(注5)

ASU の書記長補佐官によると、この方針は、主として有給の職員によって通常行われる仕事をボランティアが取ってしまうことを防ぐことであり、特定の事業でのボランティアの活用や伝統的なボランティアの活動領域を阻害するものではないとしている。

このため、SA 州のボランティアセンターでは、労使関係上の紛争を避けるため、地方自治体でボランティア活動の調整を担当する職員（コーディネーター）は以下のようなことを考慮すべきであると述べている。

- (1) コーディネーターは、有給の職員への超過勤務手当の支払いを避ける方法としてボランティアを利用しないようにすべきである。
- (2) コーディネーターは、ボランティアの参加が有給の職員の身分や仕事のやりがい、執務環境等を阻害していないかなどについて、常に有給の職員の相談にのる必要がある。
- (3) 労働争議に係る有給の職員のストに対してボランティアを利用することは避けるべきである。

(注5) Australian Services Union “National Policies August 1995” P.112

ケース・スタディー 1 「ニュー・サウス・ウェールズ州サザーランド市における事例」

ここでは、シドニーから南に約20 Kmのところのところに位置する人口約20万人の美しい海岸と豊かな緑に囲まれたサザーランド市における各種のボランティア活動について紹介する。

1 日常的な地域社会へのサービスとボランティア

(1) 地域社会へのサービス提供とボランティア

近年、オーストラリアの地方自治体の地域社会に提供するサービスの内容も年々多様化、高度化してきている。サザーランド市では、ボランティアによる地域社会へのサービスの提供は経費節減の観点からも有効であるとする一方で、ボランティアによるサービス提供の本当の価値は彼らの献身的姿勢が産む無形のものにあると考えている。

また、地方自治体による地域社会へのサービスの企画、立案、提供においてボランティアが有している地域の情報は非常に貴重なものである。ただし、近年、自治体が提供するサービスの内容には、ボランティアにとって習得の難しい専門的な技術を要するものも少なくない。このためサザーランド市でも、地域社会へのサービスの提供においてボランティアの活用が本当に有効かつ効率的な方法であるかどうかについて、各事業ごとに慎重な判断が必要であると考えている。

(2) ボランティア数と活動分野

サザーランド市では、市内で活動する全ボランティア数は把握していないが、コミュニティー・ホール、スポーツ施設、高齢者センターなどの139の市関連施設で現在延べ1,295人のボランティアを活用している。これはサザーランド市の全人口0.66%に当たるとともに、同市の職員総数1,027人を上回る数である。

こうした施設の運営や維持・管理等に携わるボランティアのほとんどは、高齢者や退職者である。ただし、各種のサービスの提供におけるボランティアの活用の程度は、サービスの種類によって大きく異なる。例えば、子供向けのサービスには資格を有する有給の職員のみで対応している。一方、山火事 (bush fire)の消防活動や福祉活動ではボランティアへの依存度が非常に高く、山林の管理 (bush care) においては全面的にボランティアに依存している。

(3) ボランティア団体のリスト

サザーランド市では、市内のボランティアが所属する団体について同市が発行する地域便覧にリスト化し、毎年更新している。この便覧は、図書館で誰でも無料で手にいれることができる。

(4) ボランティアの活用における課題

サザーランド市では、ボランティアの利用において以下のような問題を抱えている。

- ・ボランティアの高齢化。
- ・ボランティア活動で大きな役割を果たしている職を持たない女性が有給の仕事に復帰する傾向が見られる。
- ・ボランティアの中には、しばしば自らが将来社会福祉事業の対象者になることを前提に、ボランティア活動への参加を自治体の施策を個人的に有利なものとなるように働きかける機会として利用する場合がある。
- ・職業経験や訓練機会の不足が原因で失業している人は、ボランティア活動を奉仕活動としてよりも職業経験としてのみとらえる場合がある。
- ・ボランティアへの依存の高まりは、ボランティアの訓練費用と活動を調整・支援する有給の職員の費用の増加をもたらしている。
- ・エイズ予防のために麻薬中毒患者に注射針を提供したり、性的虐待に対する保護のような活動にはまだ賛否両論があったり、一般の人からはあまり好まれていないため、地域社会からのボランティアの参加や財政支援に対する自治体の対応についてしばしば難しいケースがある。

(5) ボランティアの各種委員会への参加

サザーランド市では、ボランティアが市の政策決定に助言を与える委員会（山火事対策、高齢者対策等）、市の財産・施設の管理に関する委員会（テニスコート、コミュニティー・センターの運営等）、イベント・文化活動に関する委員会（オーストラリア・デー、芸術振興、文化遺産週間等）など16の委員会に456人のボランティアを参加させており、同市における各種のサービス提供においてボランティアを通じて市民の意見を反映させるようにしている。

(6) ボランティア団体への支援

サザーランド市では、ボランティア・グループの活動を以下のような方法で支援している。

- ・総計12万ドル（1994年）の補助金制度
- ・オーストラリア・デーの祝賀行事等の特別な事業への支援
- ・市関連施設の利用料の優遇もしくは無料化
- ・市職員の助言や支援の提供

なお、地域のボランティアグループは、NSW州政府のコミュニティー・サービス省から各種の補助金を得ている。また、幾つかの活動においては企業の後援も受けている。

(7) ボランティアの保護

コミュニティーホールのような市関連施設で働くボランティアのために、サザーランド市では傷害保険を利用している。また、大抵のボランティアは、所属する団体の上部組織によって各種の保険が掛けられている。

2 緊急サービスとボランティア

(1) 緊急サービス活動の概要

NSW州には、洪水や暴風のような災害の発生時に緊急の救助活動等を実施する機関として、緊急サービス局（State Emergency Service, SES）がある。同局では、洪水、暴風以外にも、山火事や人災（交通事故）、その他の緊急事態（行方不明者の捜索、救助活動等の支援）においても関係機関の要請に基づいて救助活動を実施しており、実際の活動においては、その大部分がボランティアによって行われている。緊急サービス局は、同州の緊急サービス法（State Emergency Service Act 1989）に基づいて運営されており、本部、18の地区本部及び232の支部の三段階で構成されている。地区本部は、州内を自然災害の発生地域及び主な河川等で分けられたものである。支部は地方自治体の区域を基本としている。

現在、同州では、8千人以上のボランティアが緊急サービス局の活動に参加しており、緊急時に正規のレスキュー隊員の活動を支援している。緊急サービス局の各支部では平時より地方自治体と連携を図りながら活動している。また、それぞれのオペレーション・センターを持っており、管轄地域での災害に対応できるようボランティアに対して各種の訓練を実施している。また、各支部にはそれぞれ後方支援活動の部門もあり、緊急活動中に支部のメンバーに対して物資等の提供を行うと同時に、必要に応じて一般の人にも同様の支援活動を行っている。この部門は、通常、ボランティアの家族等で構成されている。

(2) 緊急サービス局の支部組織

緊急サービス局の支部は、通常、ボランティアのみで構成されており、サザーランド市の支部も110名のボランティアによって構成されている。ボランティアの経歴は大工、電気技師、財政の専門家、パイロット、教師など様々である。支部長は、地方自治体によって推薦され、緊急サービス局の局長によって任命される。支部長の権限は州の緊急サービス法に規定されており、ボランティアを管理・監督する立場にある。任期は通常2年である。

(3) 地方自治体と緊急サービス局との協力体制

地方自治体は、緊急サービス法に基づいて、地域内の緊急サービス局の支部に対して、支部長の任命後3カ月以内に適切な訓練施設、倉庫、宿泊可能な事務所などを無料で提供することになっている。サザーランド市では、この外に燃料費、車両の維持費、消耗品、及び電気・電話・水道料金などの公共料金の費用も賄えるよう予算措置を行っている。更に、支部の全ての車両とその他の設備のほとんどは市の所有であり、その保守等も同市が行っている。これらの活動経費は、総計でサザーランド市の年間予算7,260

万ドルの0.1%に相当する。また、サザーランド市では、支部に提供している全ての設備、車両、装置、建物の保険について責任を負っている。一方、緊急サービス局の支部に対する損害賠償請求については同市では一切責任を負わない。なお、サザーランド市の支部では、州政府より26万ドルを超える設備費と運営費並びに2万2千ドル相当の備品を受け取っている。この外に連邦政府からも支援を受けている。

(4) 地方自治体と緊急サービス局間の連絡調整

緊急サービス局の支部は、サザーランド市の技術部門を通じて各種の報告を行っている。通常の実務的な連絡調整は、緊急サービス局の支部長（または副支部長）と地方自治体の船舶、車両、備蓄、経理等の各責任者との間で行う。

緊急時には、緊急サービス局の上級専門職員とサザーランド市のゼネラル・マネージャー、技術部門の責任者、専門職員の間で協議、協力する。

(5) ボランティアの訓練

各支部に所属するボランティアは、消火活動、救助技術、応急処置、洪水用の救命ボートの操作、オペレーションセンターの運営、無線技術のような様々な訓練を受けている。州内にはSES本部が管理する23の地域訓練場があり、現在260人のボランティアが指導員の資格を有して指導にあたっている。訓練は通常支部単位で週末に実施されている。訓練はSES本部で定めた方針に基づいて行われ、訓練機材もSES本部が提供している。1993年度のボランティアの訓練の延べ時間数は56,000時間以上にのぼる。

(6) 緊急サービス活動に伴う補償

緊急活動には常に様々な危険が伴う。そのため緊急サービス局では以下のような保険を利用している。

(7) 労働災害の保険

(イ) 損害賠償に対する保険

(ロ) 自動車保険

(ハ) 財産の損害に対する保険

(ニ) その他

(7)の保険は、労働災害補償法（Workers' Compensation Act 1987）に基づき、正規職員及びボランティアが緊急サービス活動に従事してケガ等をした場合には補償を受けることができる。また、補償の対象となる活動は、州の緊急サービス法に規定された活動で、実際の救急活動から事前準備、訓練、資金集め等の活動も含まれている。

また、緊急サービス法は正規の職員やボランティア個人の責任についても規定しており、そこでは緊急サービスの任務遂行のために行われた正当な行為によって生じた

損害については、職員、ボランティア個人に賠償責任を負わせないように規定している。

(7) 人材確保

緊急サービス局は、労働環境の向上や、以下のような方法によって職員やボランティアの人的資源の確保に努めている。

- ・ 英語を母国語としない人の積極的な採用
- ・ 高齢者のボランティアへの参加の促進

高齢者の技術や専門的知識が緊急サービスの作業を向上させるとともに、若いボランティアに各種の技術を継承することができるからである。また、支部及び本部職員の役割にはこうした高齢者を必要とする仕事が多く、同時に、現場での作業を希望することの多い若者をこうした仕事から解放することにつながる。

- ・ 障害者のボランティア活動への参加促進

障害者の参加には、彼らの能力に沿った作業の割り振りが必要である

- ・ ジュニアメンバーの勧誘

支部長は、通常の募集活動の一環として、中学・高校を訪問し、14才以上の子供をジュニア・メンバーとして参加するよう勧誘している。なお、実際の救助活動への参加は18才以上となっている。

3 サーフ・ライフセービングとボランティア

(1) サーフ・ライフセービングの概要

オーストラリアには7,098の海岸（ビーチ）があり、その内約65%が既にレジャー用に利用されており、10%が現在開発中である。オーストラリアにおいて、ビーチは多くの人に親しまれているレジャースポットである。しかしながら、ビーチは高波、潮流、岩場、強風など様々な危険も伴っている。

ボランティアのサーフ・ライフセイバーは、このような危険を伴うビーチでのレジャーを安全に楽しむために不可欠な存在である。

サーフ・ライフセービング・クラブはオーストラリア全土で259あり、NSW州では125のクラブがある。全国の会員数は1994年で73,186人になる。1993年6月から1994年5月までの1年間で9,918件の救助活動を行っている。

(2) サザerland市のサーフ・ライフセービング・クラブの参加者数と参加動機

サザerland市では、市内の主な4つのビーチで22人の救助員をフルタイムで雇用している。そのうち約10名は一年中ビーチでの救助活動に従事し、残りの救助員は冬場は市の別の部署に配置されている。

1994年から95年にかけての夏の期間には、4つのクラブで延べ約2,000人の少年が活動に参加した。また、4つのクラブの合計会員数は4,000人以上にのぼる。

サーフ・ライフセービング・クラブの活動には、ビーチでの監視と子供向けの競技の実施の2種類の活動がある。クラブの主な活動は水辺の監視であるが、継続的なパトロール活動のためにボランティア数を確保する必要から、レクリエーション的な要素も持たせてクラブへの参加者数を増やすように努めている。

サーフ・ライフセービングのボランティア活動への参加動機については以下のようなものが挙げられている。

(f) 楽しみ、人と会うこと、連帯感

(i) 肉体的訓練

(v) 地域社会への貢献

(x) サーフィンの知識を得るため

(3) 地方自治体との協力

サーフ・ライフセービング・クラブによるビーチのパトロールは、10月の最初の週末から4月の26日までの週末の、9時から16時までである。ボランティアによるパトロールの間、地方自治体の専門の救助員はこれらの活動をバック・アップし、正規の救助員とボランティアの関係は、お互いの立場を尊重し合って活動している。

また、サザerland市の4つのサーフ・ライフセービング・クラブは、地方自治体の

救命活動の部門と連携する合同の委員会を構成するとともに、市のスポーツ・レクリエーション部門とも連携をとっている。

(4) 各ボランティアの活動量

ボランティアのサーフ・ライフセーバーは、海水浴客の救助と応急手当を行う。クラブの会員は、1シーズンに最低延べ25時間のパトロールに参加する。平均的なライフセーバーは、2～3週間に半日のパトロールを担当する。全国の会員数は着実に増加しているが、ビーチを訪れる人の数はそれ以上に急激に増えており、特に旅行者の割合が大きくなってきており、それにより救助件数も増えている。

(5) サーフ・ライフセービング・クラブへの補助金と支援

サザerland市のサーフ・ライフセービング・クラブは、以下のような資金援助を受けている。

- ・州政府のスポーツ・余暇省、ゲーム・レース省からの補助金

これはNSW州のサーフ・ライフセービング協会経由で各クラブに毎年交付される。

- ・サザerland市によるビーチの各種施設の管理
- ・法人から各クラブへの支援
- ・個人から各クラブへの寄付

サザerland市では支援のための特別な予算措置はしていない。財政からの直接的な支出ではなく、市が通常の市の施設を経常的な支出方法で維持管理する中で、サーフ・ライフセービング・クラブの施設使用料の減免、救助活動用の専門機材の無償利用などの形で支援している。また、その他にはクラブ主催の特別行事を援助するなどしている。

(6) クラブ・メンバーの募集と表彰

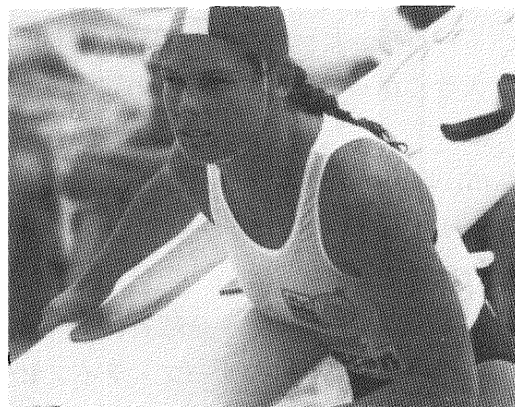
サーフ・ライフセービング・クラブの会員の募集はクラブ自身の責任で行っている。サザerland市では、サーフ・ライフセービング・クラブの活動を表彰することによって活動への参加促進を図っている。最近の事例では、世界選手権から戻ってきたクラブの祝賀パレードを実施している。

(7) サーフ・ライフセービングのボランティア活動に係る保険と補償

それぞれのクラブは、州や全豪の協会を通じて各種の保険に加入している。NSW州のサーフ・ライフセービング協会の管轄下にあるクラブの全ての会員は、正規の活動中に怪我をした場合、賠償を請求することができる。この賠償の対象には、実際の救助活動はもちろん、訓練や準備作業及び資金集めなどの活動も含まれる。

(8) サーフ・ライフセービング・クラブの監査

サーフ・ライフセービング・クラブは法人組織であり、法人に係る法律 (Incorporation Act) に基づき会計報告書を作成しなければならない。また、この結果を各クラブは州と全豪のサーフ・ライフセービング協会に報告しなければならない。



(写真提供 : Surf Life Saving Australia)

4 山火事 (bush fire) 対策とボランティア

(1) 山火事 (bush fire) 対策の概要

NSW 州では、しばしば山火事が住民生活に大きな被害もたらすことがある。同州の山火事サービス局は、ボランティアによって構成されている山火事消防団 (Bush Fire Brigade)、地方自治体、土地の管理に関係する機関及びその他の消防活動に関係する機関から構成される山火事対策の複合的な機構の中心的役割を果たしている。

州内における消防活動の大部分は、2,500 の山火事消防団を構成する 7 万人にのぼるボランティアに依存している。彼らの活動は、州の 89% の地域の消防活動を担当するだけでなく、年間 8 億ドルの費用を節約することにつながっている。また、山火事消防団は、州内の 1,200 の地区の消防活動にも従事している。

(2) サザーランド市における山火事消防とボランティア

サザーランド市では、山火事の消防活動に男女合わせて 850 人のボランティアが参加している。ボランティアは市域内に 13 の消防団を形成している。

ボランティアのメンバーは、地域住民で様々な経歴、国籍をもっており、参加理由としては以下のようなものが挙げられる。

- ・自らの財産を山火事から守るため
- ・地域社会を山火事から守るため
- ・地域への貢献として
- ・個人的な興味

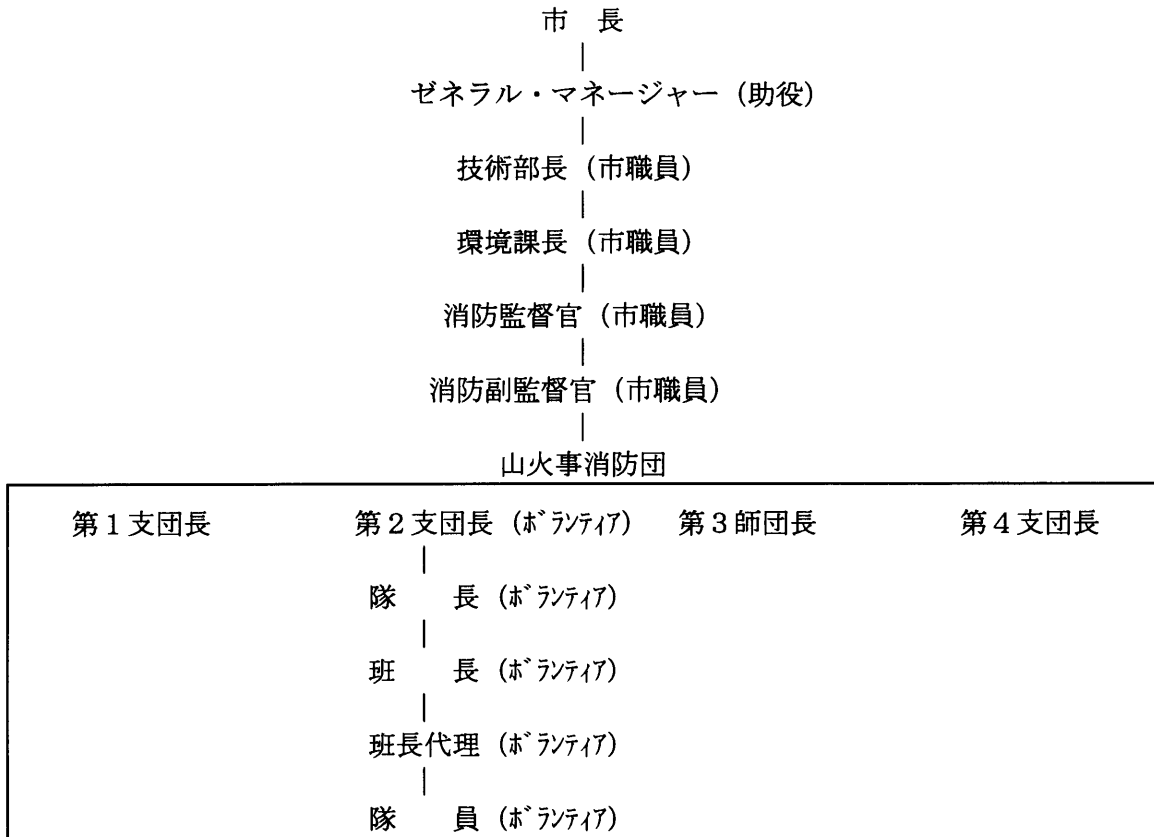
(3) 消防団の組織

サザーランド市における山火事の消防活動については市の技術部が担当している。市内には 13 の山火事消防団がある。各消防団は 4 つの支団に分かれている。各支団の団長は、消防団と市の消防監督官との連携を図っている。

サザーランド市では、フルタイムで消防監督官、副監督官、秘書、消防担当官と 3 人の防火担当職員を雇用している。消防監督官と副監督官はボランティアを指揮する権限を有している。これらの職員は、山火事法 (Bush Fires Act, 1949) に基づいて幅広い権限を持っている。

同市では、2 人の市議会議員と消防監督官からなる山火事対策に関する委員会が定期的に山火事消防団の代表者と会議を行い、関係者間での情報・意見交換を実施している。消防団は毎月会合を開いており、支団長や班長を集めた会合も年 4 回開催している。また、訓練・応急手当・通信などに関する各種の委員会も設置されている。

サザーランド市における山火事消防体制の組織図



*消防監督官、副監督官は地方自治体に雇用されているが、給与は山火事対策基金から支出されている。

(4) 消防団の活動

1993年6月1日から1994年5月31日までの1年間に、ボランティアの山火事消防団は、270回（106回はブッシュファイヤー、33回は家屋の火事、39回は車両の火災、18回は車両事故、13回は誤報、残りの61回は嵐のような被害に対するもの）の火災発生あるいは緊急事態発生の電話に対して出動している。

また、同年に山火事の消防団の実際の活動に従事したボランティアの延べ時間は4,144時間にのぼり、訓練には延べ19,000時間参加している。

(5) 山火事消防団に対する資金及び援助

- サザーランド市の山火事消防団は、下記により資金提供を受けている
- ・山火事消防基金 (Bush Fire Fighting Fund)を通じた州政府からの援助
 - ・サザーランド市の年間予算からの支出
 - ・民間企業の協賛
 - ・その他一般の寄付

サザーランド市は、年間予算の2.3%をボランティアによる山火事消防活動の支援に充てている。また、市は、防火服を始め各種消防設備、備品の供給と維持を行うことによって山火事の消防活動を支援している。消防署の建設、維持・補修についても市が行っている。

1994年の全市におよぶ大きな山火事後、約25万ドルの基金と設備が寄付された。このうち2万3千ドルはサザーランド市の姉妹都市である東京都中央区からの寄付である。

(6) ボランティアの参加促進と表彰

サザーランド市における山火事対策にはボランティアの存在は不可欠である。市では、山火事消防団の振興、啓発運動や地域の広報活動によって住民のボランティア参加を促進している。

サザーランド市では、表彰メダル、消防訓練の修了認定書、1994年1月の山火事の消火活動参加者への感謝状の授与などでボランティア参加者を評価している。

(7) ボランティアの保険と損害賠償

州の山火事サービス局は、山火事の消防活動に従事するボランティアの保険と損害賠償の管理について責任を負っている。賠償責任の保険と労災保険の両方がボランティアにかけられている。

(8) 山火事消防団の監督

サザーランド市は、山火事法に基づき市域内の山火事消防活動に対して責任を負っており、これには装備、訓練、安全衛生などの全ての面での管理・監督する責任が含まれている。

ケース・スタディー 2 「南オーストラリア州の地方自治体における事例」

ここでは、SA州の州都アデレード市近郊のエリザベス市、ノールンガ市及びアンリー市における高齢者、障害者、低所得者等への福祉関連のサービスを提供するボランティア活動について紹介する。前二市は全豪で先進的な事業に取り組んでいる地方自治体を表彰する **National Awards for Innovations in Local Government** に選ばれた自治体であり、アンリー市は、SA州のボランティアセンターがその活動を高く評価している事業を実施している自治体である。

以下の事業の多くは、地域のニーズに応じて各自治体によって導入されたのものである。そして全ての事業において、少なくとも1人は自治体の地域社会へのサービス部門の職員が各事業においてボランティアの調整を担当している。

1 ホーム・アシスト事業 (Home Assist)

ホームアシスト事業は、在宅・地域ケアプログラム (The Home and Community Care Programs, HACC: 連邦政府と州政府が協力して推進する高齢者や障害者に対する在宅ケアサービス) の支援を受け、エリザベス市、ムノ・パラ市、ソールスベリー市が共同で実施する広域のプログラムである。この事業は、体力の衰えた高齢者に対してボランティアによって各種のサービスを提供するものである。サービスの内容は、家の修理、買い物の代行、医療機関への送り迎え、家事の手伝い、家庭への訪問、買い物への同伴などである。

2 介護者支援事業 (The Carers' Project)

介護者支援事業は、HACCの資金援助とエリザベス市の支援を受けて始まった事業である。この事業は、障害者、体力の衰えた高齢者あるいは慢性疾患の患者の世話をする人を支援するボランティアのネットワークである。具体的な活動としては、面談や電話による相談、外出の補助、各種の情報提供、そして移動の際の介添人や臨時の介護人を雇うための資金の提供などを行っている。

この事業には、エリザベス市近隣のティー・ツリー・グリーン市やソールスベリー市、ムノ・パラ市及びガウラー市などの自治体も協賛している。

3 ノールンガ市高齢者支援事業 (The Noarlunga Elderly Support Program, NESP)

NESP事業は、ボランティアを中心に高齢で体力の衰えた人の日常生活を支援する事業である。サービスの内容は、話し相手になったり、買い物や銀行に連れていってあげたり、日常生活に必要な各種のアポイントメントの取付や家事の手伝いなどである。この事業は、ノールンガ市によって始められ、主として、低所得者層で特に賃貸住宅に居住している人を対象としている。

この事業の推進の背景には、ナーシング・ホーム（自活が困難な人や看護ケアを必要とする高齢者の施設）のような特別な施設でのケアより各自の自宅でのケアの方が費用面で安くすむとともに、自宅での生活の方が本人にとってより人間的なものであるとの意見があるからである。

なお、ボランティアによる日常的なサービスの提供に加えて、ノールンガ市では、本人等の希望によっては更に高度なサービスの提供にも対応するように努めている。また、市の担当職員は、サービスの質を高めるために、ボランティアに対して1回2～3時間の訓練を2～3週間に渡って延べ数回実施している。

4 コミュニティー・ビジター事業 (Community Visitors' Scheme)

アンリー市は、SA州の州都周辺の5～6の自治体とともに、1991年から同事業を開始した。この事業は、地域のナーシング・ホームをボランティアが訪問し、入所者とボランティアが一对で対話するものである。資金は連邦政府から提供されている。従来、地方自治体では自宅に住んでいる人を対象に同様の活動を行っていたが、ナーシング・ホームの入所者はこの対象外であった。

5 コミュニティー・ハーベスト事業 (Community Harvest Scheme)

この事業は、貧困者に果物や野菜を配布する活動で、セント・ピターズ市のアイデアをもとにアンリー市が開始したものである。この事業は、取れすぎて余っている果物や野菜を捨てるかわりに2週間に一度貧困者に配分していた活動を組織化したものである。ボランティアは、活動の中で貧困者の相談相手になったり、料理のレッスンを行ったりもしている。この事業は地域のライオンズ・クラブの資金援助を受けて4年間続いており、サービスを受ける人は\$1を支払うことになっているが、食糧を受け取ることを通じて、それ以外の多くのものを受け取ることができると考えられている。

結 び

本レポートで見てきたように、オーストラリアにおいては、日本と比べると行政とボランティアとの関わりが深いように思われる。地方自治体の地域社会へのサービスの提供においては、多くの住民がボランティアとして日常的に貢献しており、緊急サービス活動や山火事の消防活動においては、ボランティアの存在なしに活動は成り立たず、多くの権限がボランティアに与えられている。また、行政とボランティアの間の役割や責任についても、ボランティア・ポリシーを策定するなどしてできるだけ明確にする試みが行われている。

近年、オーストラリアの地方自治体がボランティアを積極的に活用するようになった背景には、経済的要因が挙げられる。すなわち従来当地における地方自治体の役割が「3つのR」－資産税 (Rate)を納税する住民に道路(Road)建設やゴミ(Rubbish)処理などの必要最小限のサービスのみを提供する－に例えられるように非常に限られたものであったが、都市部を中心に住民のニーズが多様化するなかで、限られた財源でそれに応える必要が出てきたことがあると考えられる。

今後、日本においても地方分権が進むなか、地方自治体の役割がますます大きくなるであろう。一方、従来のような右肩上がりの経済成長を期待することは困難であり、限られた財源で多様化する住民要望に応えるためには、ボランティアの活用が不可欠になると思われる。この点において、地域社会へのサービスの提供に多くのボランティアを活用するオーストラリアの現状は今後の日本の地方自治体の施策にも参考となる点があると思料される。本件を紹介した当レポートが何らかの参考となれば幸いである。

参 考 文 献

- Annual Report 1994, Sutherland Shire Council (NSW)
- Annual Report 1993-1994, Department of Bushfire Services (NSW)
- Annual Report 1993-1994, State Emergency Service (NSW)
- Annual Report 1993-1994, Surf Lifesaving (NSW)
- Australian Services Union National Policies (1995), Australian Services Union.
- Australian Sports Commission (1994), Volunteer Management for Organisations, Canberra.
- Galbreath, M. & Pearson, G. (1982), Elizabeth-The Garden City, Investigator Press, SA
- Industry Commission (1994), Charitable Organisations in Australia. An Inquiry into Community Social Welfare Organisations, Draft report.
- Kerr, B. (1995), Researching Surf Life Saving Australia Competitive and Patrol Lifesavers' Report, B. J. Kerr and Associates, Alexandra Headland.
- Sutherland Shire Council (1994), Social Play Family and Neighborhood Services Target Plan, NSW
- Sutherland Shire Council (1994), Social Play Community Facilities Target Plan, NSW
- Williams, V. (1995), Volunteering by People Aged 50 and over-Local Government in S.A., Volunteer Centre of SA, Adelaide
- Wynands, A & Pope, A. (1989), Volunteers in Local Government, Ku-Ring-Gai College of Advanced Education, Lindfield.
- The Australian Bureau of Statistics (1995), Voluntary Work in Australia, Preliminary, Cat. 4440.0. Cat. 4441.0
- Volunteer Centre of NSW (Handouts)
- Insurance for Volunteers, June 1992.
- Reasons People Say They Volunteer, Oct. 1994.

資 料

NSW 州ボランティア・センター

NSW 州のボランティア・センターは、同州におけるボランティア活動を支援する中核組織として活動している。センターは非営利団体である。また、他の各州でも、ボランティア・センター及びその委託を受けた機関が運営されている。

NSW 州のボランティア・センターは20年前に設立された。現在、同センターでは、17名のフルタイムの職員と80名のボランティアで組織されている。センターの理事は全てボランティアである。

1 機 能

- (1) ボランティアセンターに登録した団体にボランティアを紹介。
- (2) ボランティアのための各種の研修の実施。
- (3) ボランティア活動促進のための州政府や連邦政府に対するロビー活動。
- (4) ボランティア活動に関する広報活動（例：ボランティア週間中のラジオによる大規模なキャンペーン、センターへの登録団体に対する案内書の発行）

2 資 金

- ・ 州政府及び連邦政府からの補助金（全体の60 - 65%）
これは純粋にサービスの提供に使われており、職員の給与のようなセンター自身の管理運営経費等には充当されていない。
- ・ 民間企業からの寄付（全体の15 - 20%）
- ・ 個人からの寄付
- ・ 研修コースや特別講座の料金（研修コースの費用は\$80～\$100である。）

3 その他

ボランティア・センターでは、ボランティアの登録にあたっては、職員が直接面接している。ボランティアを利用したい団体は、登録料を支払ってセンターのデータ・ベースに登録する。登録できるのは非営利団体のみである。また、センターでは、ボランティアに対して活動の終了時には参加証明書を与えている。

国際ボランティア協会（The International Association for Volunteer Effort, IAVE）

国際ボランティア協会は、その事務局をシドニーに置いている。同協会の会員は、日本、フィリピン、アメリカなど世界18カ国にいる。協会のモットーは、「世界のボランティ

アを結ぶこと」である。IAVE は、ボランティアが社会の変革、経済発展の世界的な担い手として認識されことを目指している。IAVE のメンバーは、以下のような活動を行っている。

- ・ ボランティアの採用と配置
- ・ ボランティアの教育、訓練、管理
- ・ 地域の発展と環境保護
- ・ 保健、衛生と栄養の促進
- ・ 高齢者のケア、障害者に対するサービス
- ・ エイズ感染者とその介護者に対するサービス
- ・ 家庭の崩壊の阻止、子供の保護
- ・ 国際的難民の救助と移民の手助け
- ・ 文化と環境保護
- ・ 人権の保護
- ・ 地域社会に対するサービス

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 1 号	英国の新地方税システム - コミュニティ・チャージ -	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/2/1
第 4 号	米国連邦政府 1991 会計年度予算について	1990/2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986/87	1990/3/1
第 6 号	ACIR (政府間関係助言委員会) の概要	1990/3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) - 地方団体の収入と支出 -	1990/4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) - 地方税; 現行税と新税 -	1990/4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) - 地方団体に対する交付金制度 -	1990/4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) - 地方団体の予算 -	1990/5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) - 地方団体の会計処理 -	1990/5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) - 付録 -	1990/5/28
第 13 号	英国の 1990 年統一地方選挙	1990/5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/7/30
第 16 号	ポルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 - 大ロンドンの廃止をめぐる -	1990/9/28
第 18 号	米国の救急業務体制 (EMS)	1990/3/30
第 19 号	1990 年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/1/7
第 22 号	イギリス中央政府の機構 - 地方団体に対する関与機構 -	1991/1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び 91 年度予算の概要	1991/2/8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992 会計年度予算案について	1991/3/5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第 27 号	フランスの地方財政	1991/3/15
第 28 号	英国の公共支出計画と地方団体 - 1991 年度予算案の概要 -	1991/4/27
第 29 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第 30 号	ウィディコム委員会報告と 1989 年地方自治住宅法	1991/5/24
第 31 号	英国の 1991 年統一地方選挙	1991/6/14
第 32 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 - その制度と日米比較 -	1991/7/5
第 33 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 34 号	米国におけるへき地医療施策	1991/9/20
第 35 号	英国における教育	1991/10/17
第 36 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 37 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) - ニューヨーク市財政制度 -	1991/11/13
第 38 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) - 1991年ニューヨーク市財政危機 -	1991/11/13
第 39 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) - 1992年度ニューヨーク市予算 -	1991/11/13
第 40 号	英国の監査制度	1992/1/31
第 41 号	フランスの下水道 - 第1部 制度的枠組みと改革の動向 -	1992/3/6
第 42 号	フランスの広域行政 - その制度、実態及び新法による改革 -	1992/3/13
第 43 号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/3/30
第 44 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/3/30
第 45 号	フランスの地方自治体の国際交流 - その理念と現状 -	1992/3/30
第 46 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/4/30
第 47 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/5/25
第 48 号	米国・サンシティー - 老人のユートピア -	1992/6/5
第 49 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/6/10
第 50 号	英国の公益事業	1992/7/21
第 51 号	米国における広域行政について - ニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州 -	1992/8/7
第 52 号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/8/7
第 53 号	米国地方自治の現場 I - インディアナ州エルクハート市 -	1992/9/1
第 54 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 55 号	1992年米国大統領選挙等の概要(1) - 連邦編 -	1992/12/25
第 56 号	1992年米国大統領選挙等の概要(2) - 地方編 -	1992/12/25
第 57 号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第 58 号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第 59 号	米国地方政府の破産	1993/1/20
第 60 号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/2/26
第 61 号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/2/26
第 62 号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場 II)	1993/3/12
第 63 号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/3/25
第 64 号	ニューヨーク州スカーズデール村(米国地方自治の現場 III)	1993/3/25
第 65 号	英国の学校における日本教育	1993/3/31
第 66 号	フランスの地方公務員制度 第1部	1993/3/31
第 67 号	米国の成長管理政策(1) - 総論・地方政府編 -	1993/5/20

NO	タイトル	発刊日
第 68 号	米国の成長管理政策（２）－州政府編－	1993/5/20
第 69 号	シティズン・チャーター －現代版マグナカルタ？－	1993/6/21
第 70 号	フランスの地方公務員制度 －第 2 部－	1993/7/12
第 71 号	ロンドンの地方団体について	1993/7/12
第 72 号	英国における地方議員と地方行政	1993/7/20
第 73 号	コントラクト・シティ	1993/7/30
第 74 号	英国の 1993 年統一地方選挙	1993/8/31
第 75 号	フランスの高齢者福祉（１）	1993/9/30
第 76 号	フランスの高齢者福祉（２）	1993/9/30
第 77 号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第 78 号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 82 号	アイルランド －国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 83 号	統一ドイツと財政調整 －連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 86 号	現代フランス都市計画の手法（１）	1994/5/30
第 87 号	現代フランス都市計画の手法（２）	1994/5/30
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 90 号	1994 年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 96 号	アメリカン・インディアン －その過去・現在・未来－	1995/2/14
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 98 号	1994 年中間選挙 －地殻変動をもたらした米国政治の動向－	1995/2/28
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニン・プログラム	1995/3/13
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12

NO	タイトル	発刊日
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム - FEMA と US & R 隊 -	1996/3/1
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践	1996/5/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制	1996/10/31
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31